

平成25年第1回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その6）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 3
議員提出議案第 2 号	堺市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 7
議員提出議案第 3 号	堺市議会政務調査費の交付に関する条例の 一部を改正する条例…………… 13

平成25年2月13日

堺市議会議長
吉川敏文様

提 出 者

堺市議会議員	黒田征樹	堺市議会議員	小林由佳
同	西田浩延	同	山根健
同	野村友昭	同	高木佳保里
同	田中丈悦	同	長谷川俊英
同	木畑匡子	同	深井重行美
同	石谷泰史	同	田中浩太一
同	井関達也	同	上村克史
同	三宅敏文	同	池田治功隆
同	米田昌男	同	佐治林健二
同	池側一利	同	大田渊和夫
同	芝山正清	同	田成山清司
同	裏堀川守	同	成池尻秀樹
同	小吉中未生子	同	石森本京頼
同	源水ノ上成彰	同	森西林克敏
同	北野礼一	同	西野里文盛
同	西村昭三	同	榎本幸恵子
同	筒居修一	同	宮本川敏文
同	小松本光治	同	吉星原卓次
同	山口典子	同	星大毛十一郎
同	平田多加秋	同	大中井國芳
同	米谷文克	同	乾栗駒恵美子
同	城勝行	同	栗駒栄一

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の一部の施行に伴う所要の改正を行うとともに規定の整備を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「9人」を「8人」に改める。

第5条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員はそれぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長についてはこの限りでない。

第17条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第20条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第22条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、「あらかじめ申し出た者」の次に「(以下「意見申出者」という。)」を加え、同条第2項中「あらかじめ申し出た者」を「意見申出者」に、「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第25条中「又は」を「、又は」に改める。

第25条の2第1項及び第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び第25条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号、第5条及び第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書の改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により建設委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第2号 堺市議会会議規則の一部を改正する規則

理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の一部の施行に伴う所要の改正等を行うとともに規定の整備を行うために本議案を提案するものである。

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条—第18条）
- 第3章 議事日程（第19条—第21条）
- 第4章 選挙（第22条—第30条）
- 第5章 議事（第31条—第44条）
- 第6章 発言（第45条—第59条）
- 第7章 委員会（第60条—第73条）
- 第8章 表決（第74条—第84条）
- 第9章 請願（第85条—第90条）
- 第10章 公聴会及び参考人（第91条—第97条）
- 第11章 秘密会（第98条・第99条）
- 第12章 辞職及び資格の決定（第100条—第103条）
- 第13章 規律（第104条—第112条）
- 第14章 懲罰（第113条—第119条）
- 第15章 会議録（第120条—第123条）
- 第16章 議員の派遣（第124条）
- 第17章 補則（第125条）

附則

- 第6条中「すべて」を「全て」に改める。
- 第8条第1項中「繰上」を「繰り上げ、」に改める。
- 第28条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。
- 第34条第1項中「第88条」を「第87条」に、「聞き」を「聴き」に改める。
- 第35条中「第74条」を「第73条」に改める。
- 第36条第2項中「第73条」を「第72条」に改める。
- 第45条第1項、第47条第1項及び第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。
- 第51条を削り、第52条を第51条とし、第53条から第58条までを1条ずつ繰り上げる。
- 第59条中「第51条（質疑の回数）及び第55条」を「第54条」に改め、同条を第58条とし、第60条を第59条とする。
- 第7章中第61条を第60条とし、第62条及び第63条を1条ずつ繰り上げる。
- 第64条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第63条とし、第65条から第69条ま

でを1条ずつ繰り上げる。

第70条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第69条とし、第71条から第74条までを1条ずつ繰り上げる。

第8章中第75条を第74条とし、第76条から第84条までを1条ずつ繰り上げる。

第85条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第84条とする。

第9章中第86条を第85条とし、第87条から第91条までを1条ずつ繰り上げる。

第16章中第119条を第125条とし、同章を第17章とする。

第15章中第118条を第124条とし、同章を第16章とする。

第14章中第117条を第123条とする。

第116条中「第60条」を「第59条」とし、第14章中同条を第122条とする。

第14章中第115条を第121条とし、第114条を第120条とし、同章を第15章とする。

第13章中第113条を第119条とし、第108条から第112条までを6条ずつ繰り下げる。

第107条中「第93条」を「第99条」に改め、第13章中同条を第113条とし、同章を第14章とする。

第106条中「すべて」を「全て」に改め、第12章中同条を第112条とする。

第12章中第105条を第111条とし、第98条から第104条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第97条を第103条とし、第94条から第96条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第93条を第99条とし、第92条を第98条とし、同章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第91条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第92条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第93条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者(以下「意見申出者」という。)及びその他の者の中から、議会において定め、本人にその旨を通知する。

2 意見申出者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第94条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第95条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第96条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第97条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

平成25年2月13日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

黒田征樹
西田浩延
野村友昭
木畑匡
井関貴史
三宅達也
米田敏文
池側昌男
芝田一利
裏山正次
小堀川守
吉川克敏
西林文盛
野里本幸子
榎本恵子
宮本光治
松本典子
山田多加秋

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

小林由佳
山根健
高木佳保里
深井重行
上村太一
池田克史
佐治功隆
大林健二
田淵和夫
成山清司
池尻秀樹
水ノ上成彰
北野礼一
西村昭三
筒居修三
小西一美
星原卓次
大中井國芳

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第3号 堺市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の一部の施行に伴う所要の改正及び政務活動費の交付方法の変更等の所要の改正を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例

堺市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「毎月1日」の次に「(以下「基準日」という。)」を加え、「基準日として」を「基準として」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

第3条第7項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「毎月10日」を「各四半期の最初の月の10日」に改め、「この項において」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第8項とする。

ただし、第5項の規定による政務活動費は、交付事由該当月の翌月の10日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）に交付する。

第3条第6項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を次のように改める。

6 第3項第1号及び第3号の当該会派に所属する議員の数の算定については、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派に所属する議員に含めないものとする。

第3条第4項中「月の途中」を「一四半期の途中」に、「結成された場合は、その結成された日の属する月」を「結成された場合又は新たに議員となった場合は、その結成された日又は新たに議員となった日の属する月（以下この条において「交付事由該当月」という。）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政務活動費は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとし、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

第4条を次のように改める。

(所属議員等の異動等に伴う調整)

第4条 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、前条の規定により既に交付した政務活動費のうち、異動があった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。）以降の政務活動費を返還しなければならない。

- (1) 会派に所属する議員の数が減少した場合
- (2) 会派を解散した場合
- (3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合
- (4) 議員でなくなった場合
- (5) 会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合

2 一四半期の途中において次の各号に掲げる異動があった場合、異動があった日の属する月の翌月分以降の政務活動費の交付申請を行うことができる。

- (1) 会派に所属する議員の数が増加した場合
- (2) 会派を結成した場合
- (3) 第3条第3項各号に掲げる交付方法を変更した場合
- (4) 新たに議員となった場合
- (5) 会派に所属する議員が会派に所属しない議員となった場合

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、一の議員から第1項の規定による返還及び前項の規定による交付申請が同時に行われるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により当該議員から返還される政務活動費と前項の申請に基づき当該議員に新たに交付する政務活動費との差額（以下単に「差額」という。）を返還させ、又はこれを交付することができる。この場合において、差額が生じないときは、返還及び交付のいずれをも要しないものとする。

- (1) 第3条第1項第2号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「議員交付会派」という。）に所属する議員と会派に所属しない議員（以下この項において「無会派議員」という。）との間で異動があった場合
- (2) 議員交付会派間で議員の異動があった場合
- (3) 議員交付会派に所属する議員と第3条第1項第3号の規定による交付方法を選択した会派（以下この項において「部分交付会派」という。）に所属する議員との間で異動があった場合
- (4) 部分交付会派に所属する議員と無会派議員との間で異動があった場合
- (5) 部分交付会派間で議員の異動があった場合

4 第1項の規定による政務活動費の返還及び前項の規定による差額に係る手続は、速やかに行わなければならない。

5 第2項の規定により政務活動費の交付申請を行う場合、当該交付申請があった日の属する月の翌月10日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日）に交付する。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとし、その適正な運用を期するため、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

第8条第1項中「3年」を「5年」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費」を「第5条に定める政務活動費を充てることができる経費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条」を「第5条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第2項」を「第3項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「4月30日」を「5月10日」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「収支報告書等」の次に「議長に」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援会活動経費
- (5) 私的活動経費

附則の次に次の別表を加える。

(次の別表 別記)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の堺市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

(交付の方法の特例)

3 平成25年3月分の政務活動費に限り、この条例による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第2項及び第8項の規定にかかわらず、同月8日に交付する。

別表（第5条関係）

調査研究費	会派又は議員が行う市の事務及び行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派又は議員が行う研修会及び講演会を開催するために必要な経費並びに会派に所属する議員及び会派が雇用する職員並びに議員及び議員が雇用する職員が他の団体の開催する研修会等に参加するために要する経費
要請・陳情活動費	会派又は議員が行う要請又は陳情活動に要する経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	<p>1 会派若しくは議員が行う活動又は市政を住民に報告し、又は宣伝するために要する経費</p> <p>2 会派又は議員が行う、市政及び会派若しくは議員の活動に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動のために要する経費</p>
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務・事務所費	会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費及び会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費

平成25年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

平成25年 2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-12-0063